

令和 8 年（9 月）

第 3 回 定例会
専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 3 5 号	専決処分の報告について (熊谷市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する 条例)	市 民 活 動 推 進 課	1
第 3 6 号	専決処分の報告について (熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例)	監 査 委 員 事 務 局	3
第 3 7 号	専決処分の報告について (熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条 例)	保 険 年 金 課	5
第 3 8 号	専決処分の報告について (熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関す る条例の一部を改正する条例)	経 営 課	7
第 3 9 号	専決処分の報告について (熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関 する条例の一部を改正する条例)	保 育 課	9
第 4 0 号	専決処分の報告について (熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例)	職 員 課	1 1
第 4 1 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	選挙管理委 員会事務局	1 3
第 4 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	教育総務課	1 5
第 4 3 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	教育総務課	1 7
第 4 4 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	熊谷消防署 警 防 課	1 9

報告第 35 号

専決処分の報告について

熊谷市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 23 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

熊谷市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第１１条第１項第１号中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

報告第 36 号

専決処分の報告について

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 23 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例

熊谷市監査委員条例（平成１７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報告第 3 7 号

専決処分の報告について

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 2 3 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注４」を「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注６」に、「別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注９」を「別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注１２」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 38 号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 23 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年
条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第
８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報告第 39 号

専決処分の報告について

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 23 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊谷市長 小林 哲 也

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部
を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例（平成 27
年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を
「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 4 0 号

専決処分の報告について

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 2 3 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に改める。

第２条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改め、同条第１号中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報告第 4 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 6 月 2 9 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

79,618円

自動車修理費

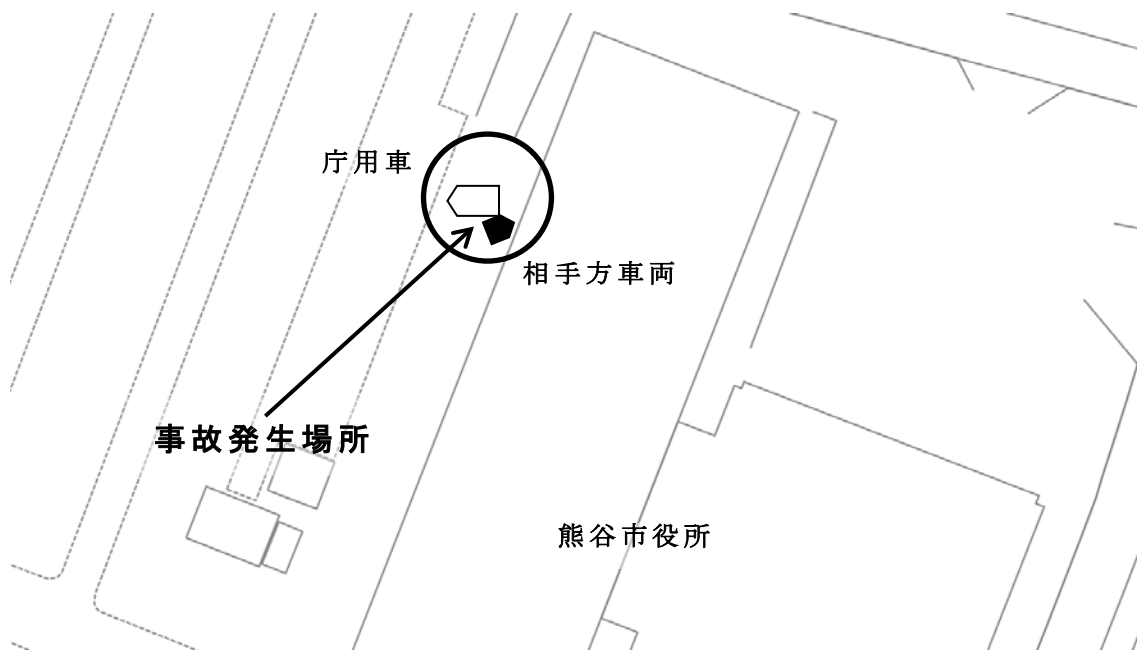
2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和8年1月19日（月）午前11時25分頃、選挙管理委員会事務局職員が熊谷市役所本庁舎の地下駐車場内において、庁用車を後退させたところ、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第 4 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 6 月 2 9 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、大麻生中学校内における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

447,832円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和8年3月5日（木）午後零時20分頃、相手方車両が大麻生中学校内に駐車していたところ、強風により外れて落下した校舎の臭突管の破片が飛散し、相手方車両を損傷させた。



報告第 4 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 1 5 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、成田星宮小学校内における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

351,318円

自動車修理費、自動車移送費等

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和8年5月12日（火）午前11時30分頃、成田星宮小学校の教職員が校庭において除草作業を行っていたところ、駐車場に駐車中の相手方車両に乗用型刈払機により弾かれた石が飛散し、相手方車両を損傷させた。



報告第 4 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 8 年 8 月 7 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、樹木剪定作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

50,600円

屋根修繕費

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和8年7月3日（金）午後2時30分頃、熊谷消防署玉井分署及び消防本部警防課の職員が御稜威ヶ原138番地9の防火水槽の敷地内において樹木の剪定作業を行っていたところ、相手方家屋の屋根に剪定した樹木が落下し、当該屋根を損傷させた。

